

内資、外資企業及び個人に対する都市維護建設税と教育費付加制度の統一に関する通知

国発[2010]35号

さらなる税制統一と公平課税を進め、公平な競争環境を作り出すため、第八回全国人民代表大会常務委員会第五回会議にて「外国投資企業と外国企業に対する増値税、消費税、営業税等の税収暫定条例に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が通過され、内資、外資企業及び個人に対する「都市維護建設税」と「教育費付加」制度を統一することを国務院が決定した。それに関する通知は以下の通りである。

2010年12月1日より、外国投資企業、外国企業及び外国籍の個人に対して、国務院が1985年に発表した「中華人民共和国都市維護建設税暫定条例」と1986年に発表した「教育費付加徴収に関する暫定条例」を適用する。1985年及び1986年以降、国務院及び国務院財税主管部門が発表してきた都市維護建設税と教育費付加に関する法規、規則と政策も同時に外国投資企業、外国企業及び外国籍の個人に対して適用される。

本通知に抵触する各規定を廃止する。

国務院

2010年10月18日

外資企業に対する都市維護建設税と教育費付加徴収で生じた問題に関する通知

財税[2010]103号

「内資、外資企業及び個人に対する都市維護建設税と教育費付加制度の統一に関する通知」(国発[2010]35号)の決定により、2010年12月1日より、外国投資企業、外国企業及び外国籍の個人(以下外資企業と略称する。)に対して都市維護建設税と教育費付加を徴収する。それに関する通知を以下に示す。

2010年12月1日(12月1日を含む。)以降に外資企業で納税義務が発生した増値税、消費税、営業税(以下三税と略称する。)に対して都市維護建設税と教育費付加を徴収する。2010年12月1日(12月1日を含む。)以前に外資企業で納税義務が発生した三税に対しては都市維護建設税と教育費付加を徴収しない。

各財政、税務機関はサービス意識を高め、政策宣伝を強め、徴収管理を行うこと。政策執行中に生じた問題に対しては研究を行い、適当な解決方法を取ること。重大な問題が生じた際は直ちに財政部、国家税務総局に報告すること。

財政部 国家税務総局

2010年11月4日